

諮問日：令和3年7月7日（令和3年度（個）諮問第3号）

答申日：令和3年11月22日（令和3年度（個）答申第7号）

件名：東京家庭裁判所が、特定の報告書を開示するために特定の教育委員長に提出した文書等に記録された保有個人情報の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定年月日付け特定の文書番号特定の教育委員会事務局の特定の課の課長作成の報告書を開示するために東京家庭裁判所が特定の教育委員長に提出した文書及び上記報告書原本の各文書に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、東京家庭裁判所長が、本件対象個人情報を記録した司法行政文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、東京家庭裁判所長が令和3年3月4日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 東京家庭裁判所が保有する当該司法行政文書は、我が国司法の根幹に関わる文書である。本件申出と内容が同一の司法行政文書開示の申出（以下「別件開示申出」という。）に対して、東京家庭裁判所は、「文書の存否を答えることはできない」として不開示とした。そこで、保有個人情報の開示を申し立てたところ、本件開示申出に対しては「作成又は取得していない」という上記回答とは矛盾する回答をした。

最高裁判所は、特定年月日に、別件開示申出において東京家庭裁判所が「文書の存否を答えることはできない」とした回答が相当であるとの決定通知を苦情申出人に送付してきたが、このとき既に東京家庭裁判所の回答は「当該司法行政文書は、作成又は取得していない」と異なる内容に変わっている。

このような最高裁判所及び東京家庭裁判所の不誠実かつ嘘をついた対応は、自らの一般国民より強い立場を悪用した納税者たる苦情申出人やその子への法的嫌がらせ（リーガル・ハラスメント）に他ならない。

最高裁判所には、良心に従って、不正を包み隠さず告白することによって、東京家庭裁判所と特定の弁護士によるリーガル・ハラスメントを停止又は停止させる義務と責任がある。

- 2 苦情申出人を当事者とする家事調停事件は、特定年月に係属したにもかかわらず、同時点よりも前の特定年月に、特定年月日付け特定の文書番号特定の教育委員会事務局の特定の課の課長作成の報告書（以下「本件報告書」という。）を原判断庁と特定の課との間でやりとりしていること、同時点において苦情申出人の子は特定の課とはおよそ縁がなかったことを踏まえると、本件報告書の提出を求める原判断庁の文書が司法行政文書として存在すると考えられる。
- 3 最高裁判所による「理由説明書」は、東京家庭裁判所の適正なガバナンスが存在しているという前提に立って書かれているものであり、かつ、東京家庭裁判所の不正事実の隠ぺいもないものとしてその見解を追認しているだけであるから、その前提条件が崩壊している以上、失当と言わざるを得ない。
- 4 東京家庭裁判所という組織は、通常の世界の中の常識からかけ離れた独立王国であり、国民の税金により運営され、国民に対し法務サービスを提供する機関であることを忘れた組織であることが明らかとなった。最高裁判所が、特定の弁護士と共謀した東京家庭裁判所による一連の所業を放置するならば、最高裁判所が我が国最高の倫理観を持つ権威ある機関であるという看板を放棄すべきであり、納税者に対する非礼を平然と行うという意味において、東京家庭裁判

所と同じである。以上より、最高裁判所からの理由説明書には、全く信頼性がなく、納税者に対し、著しく非礼な書面である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 原判断庁において本件開示申出に係る情報を記録した司法行政文書を探索したが、当該文書は存在しなかった。

なお、裁判所が官庁等に対して特定人に関する報告書の提出を求めるのは、調査嘱託（家事事件手続法62条等）等の裁判手続による場合が想定されるものの、司法行政目的で報告書の提出を求めることは想定できないことから、仮に原判断庁が本件報告書及びこれを求める原判断庁の文書を作成又は取得したとしても、これらの文書は、裁判事務に関する文書に該当するものと考えられる。

- 2 また、苦情申出人は、第3の1のとおり、別件開示申出に対して、「文書の存否を答えることはできない」として不開示としたのに、本件で「作成又は取得なし」を理由に不開示としたことは、矛盾している旨主張するが、別件開示申出は「本件報告書を求めたことがわかる文書」を内容とする司法行政文書の開示を求めるものであったところ、原判断庁は、文書の存否を答えることによって、特定人に関する家事事件の存否等が公になり、この情報は、不開示情報である個人識別情報（行政機関の保有する情報公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号）に相当するものであるから、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第5に基づき、文書の存否を答えないで不開示とした（以下「別件判断」という。）。

これに対し、本件開示申出は保有個人情報の開示を求めるものであるところ、保有個人情報開示手続においては、開示申出人に係る情報が記録された司法行政文書の探索及び精査を行うことから、申出の内容が同一であったとしても、司法行政文書開示手続と保有個人情報開示手続とで結論や不開示の理由が異なることはあり得るところであり、別件判断と原判断は何ら矛盾するものではない。

い。

- 3 加えて、苦情申出人は、第3の2のとおり主張するが、原判断庁において確認したところ、本件報告書の作成日付である特定年月日の時点で、苦情申出人に関する事件は原判断庁（立川支部を含む。）に係属しておらず、報告書の宛名が「東京家庭裁判所 ご担当者様」となっている理由は、承知しないとのことであった。もっとも、1のなお書きのとおり、司法行政目的で報告書の提出を求めることは想定できず、探索の結果、存在しなかったことから、苦情申出人の主張は相当でない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|------------|---------------------|
| ① 令和3年7月7日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月1日 | 苦情申出人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同月30日 | 苦情申出人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ 同年10月8日 | 苦情申出人から意見書及び資料を收受 |
| ⑥ 同月18日 | 苦情申出人から意見書及び資料を收受 |
| ⑦ 同月22日 | 審議 |
| ⑧ 同月27日 | 苦情申出人から意見書及び資料を收受 |
| ⑨ 同年11月16日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出は、本件報告書が司法行政文書として存在することを前提としているところ、裁判所が官庁等に対して特定人に関する報告書の提出を求める事案としては、調査嘱託（家事事件手続法62条等）等の裁判手続による場合が想定されるものの、司法行政を遂行する目的をもって裁判所が報告書の提出を求めることは想定できない。仮に原判断庁が本件報告書及びこれを求める原判断庁の文書を作成し、又は取得したとしても、本件報告書の内容上、これら

の文書は裁判事務に関する文書に該当することとなる点を踏まえれば、最高裁判所事務総長の上記説明の内容は不合理とはいえない。

- 2 また、苦情申出人は、本件開示申出と内容が同一の別件開示申出に対して、「文書の存否を答えることはできない」として不開示としたのに、本件で「作成又は取得なし」を理由に不開示としたことは、矛盾している旨主張する。

しかしながら、別件開示申出は、特定人（以下「A」と仮称する。）及び他の利害関係人（以下「特定利害関係人」という。）が関係する家事事件（以下「特定家事事件」という。）に関連する文書が添付された上で、東京家庭裁判所が特定の教育委員会に対して特定の報告書を求めたことが分かる文書（以下「別件開示申出文書」という。）の開示を求めるものであったから、別件開示申出文書の存否を答えることは、A及び特定利害関係人が関与する特定家事事件が裁判所に係属していた事実や、特定家事事件に関連して東京家庭裁判所が特定の教育委員会に対して上記報告書の提出を求めた事実等の有無（以下「別件存否情報」という。）を明らかにするのと同様の結果を生じさせることになるため、文書の存否を答えないで不開示とされたものと認められる（裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第5）。これに対し、個人情報の開示を求める本件開示申出において、開示申出人が別件存否情報を本人の情報として知っているときには、別件存否情報が開示されるのと同じとなることを理由として文書の存否を答えないで不開示する必要はなく、この点を踏まえ、東京家庭裁判所長は、文書の探索及び精査の結果に基づいて「作成又は取得なし」を理由とする不開示の決定をしたものと認められる。上記経緯及び司法行政文書開示手続と保有個人情報開示手続の差異を踏まえれば、別件判断と原判断は何ら矛盾するものではない。したがって、苦情申出人の上記の主張は採用することができない。

苦情申出人のその他の主張については、いずれも原判断の当否に関するものではなく、上記1の判断を左右するものではない。

- 3 そのほか，東京家庭裁判所において，本件対象個人情報記録された司法行政文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。よって，東京家庭裁判所において本件対象個人情報記録された司法行政文書を保有していないと認められる。
- 4 以上のとおり，原判断については，東京家庭裁判所において本件対象個人情報記録された司法行政文書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子